

改正

平成15年2月26日告示第16号  
平成16年12月28日告示第72号  
平成20年3月24日告示第36号  
平成26年9月30日告示第140号

中間市若年者専修学校等技能習得資金貸与要綱

(目的)

第1条 この要綱は、将来、社会において有為な人材として活躍が期待されながら、経済的な理由により専修学校等において修業することが困難な者に対して、技能習得資金の貸与を行うことにより職業に必要な技能及び知識の習得を援助することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 専修学校等

ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)第124条に規定する専修学校の高等課程、専門課程(修業年限1年以上2年未満のものに限る。以下同じ。)又は一般課程

イ 学校教育法第134条に規定する各種学校のうち修業年限1年以上の課程

(2) 技能習得資金

ア 授業料、実習費、厚生費等専修学校等での修学に関して必要な資金(以下「修学資金」という。)

イ 入学金、施設費等専修学校等への入校の際に必要な資金(以下「入校支度金」という。)

(貸与の対象者)

第3条 修学資金の貸与を受けることができる者は、次に掲げる全ての要件に該当する者とする。

(1) 市内に居住する者又はその子であつて、専修学校等に入校した年度の前年度に中学校又は高等学校を卒業した者、若しくは前年度に高等学校を中途退学した者であること。

(2) 専修学校等に在学する者で、その履修課程の学科が職業に必要な技術又は技能の教授を目的とする学科であること。

(3) 習得した技能及び知識を自己の職業と結び付けようとする意欲が充分な者であること。

(4) 専修学校等における勉学意欲がありながら、経済的な理由により修学が困難な者であること。  
なお、経済的な理由により修学が困難な者は、次のいずれかに該当する者とする。

ア その者の属する世帯が生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく保護を受けている者

イ その者の属する世帯が地方税法(昭和25年法律第226号)第295条第1項の規定により、市民税が非課税とされた者

ウ その者の属する世帯が地方税法第323条の規定により、市民税が減免された者

エ その者の属する世帯の全収入額(年収)が生活保護法第8条第1項の規定により、厚生労働大臣が定める基準の例により算定した当該世帯の基準額(年収に換算)の1.5倍の額以下の者

(5) 独立行政法人日本学生支援機構法(平成15年法律第94号)による学資又は母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による修学に必要な資金の貸与若しくは同種の資金を国、地方公共団体等から給付又は貸与を受けていない者であること。

(6) 修学資金の貸与を過去に受けていない者であること。

2 入校支度金の貸与を受けることができる者は、次の各号に掲げる全ての要件に該当する者とする。

(1) 前項の修学資金の貸与を受けることができる者であること。

(2) 当該年度に専修学校等の第1学年に入校した者であること。

(貸与の額及び方法)

第4条 技能習得資金は、次に定める額とする。

(1) 修学資金は、専修学校の専門課程に在学している者1人につき月額53,000円、その他の課程等に在学している者1人につき月額30,000円とする。

(2) 入校支度金は、専修学校等に入学した者1人につき100,000円とする。

- 2 修学資金を貸与する期間は、貸与を受ける者の専修学校等の履修課程の学科の正規の修業期間とする。
  - 3 技能習得資金には、利息を付さない。  
(貸与の申請)
- 第5条 技能習得資金の貸与を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、若年者専修学校等技能習得資金貸与申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
- (1) 世帯調書(第2号様式)
  - (2) 在校証明書
  - (3) 前2号に掲げる書類のほか、市長が必要と認める書類
- 2 申請書の提出期限は、技能習得資金の貸与を受けようとする年度の4月30日までとする。ただし、特別の事情があると認められるときは、この限りでない。
  - 3 前項ただし書の規定により申請書の提出があった場合の修学資金の貸与については、当該申請書が提出された日の属する月以降の分について行うものとする。  
(保証人)
- 第6条 申請者は、原則として県内に居住し、かつ、独立の生計を営む成年者の中から保証人1人を立てなければならない。ただし、申請者が未成年者であるときは、その者の親権者又は後見人とする。
- 2 前項の保証人は、技能習得資金の貸与を受けた者と連帯して債務を負担するものとする。
  - 3 技能習得資金の貸与を受けている者(以下「修学生」という。)又は技能習得資金の貸与を受けた者は、その保証人が死亡したとき、又は破産手続開始の決定を受けたときその他保証人として適当でない理由が生じたときは、その理由が生じた日から起算して15日以内に新たな保証人を立てなければならない。  
(貸与の決定)
- 第7条 市長は、申請書を審査の上貸与の可否を決定したときは、その結果を申請者に若年者専修学校等技能習得資金貸与可否決定通知書(第3号様式)により通知するものとする。  
(誓約書の提出)
- 第8条 前条の規定により技能習得資金の貸与の決定を受けた者は、誓約書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。  
(技能習得資金の貸与の時期)
- 第9条 修学資金は、1年を3期に分け、各期の経過した後、当該期に係る技能習得資金を速やかに貸与するものとする。
- 2 入校支度金は、貸与決定後速やかに貸与するものとする。  
(貸与継続届)
- 第10条 修学生は、翌年度の修学資金の貸与を継続して受けようとするときは、若年者専修学校等修学資金貸与継続届(第5号様式)に在校証明書を添付して、市長に提出しなければならない。
- 2 第5条第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。  
(届出)
- 第11条 修学生又は技能習得資金の貸与を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その事由の発生した日から15日以内に変更届(第6号様式)によりその旨を市長に届け出なければならない。
- (1) 申請書、誓約書、第13条の借用証書(第7号様式)又は同条の技能習得資金返還明細書(第8号様式。以下「返還明細書」という。)の記載事項に変更があったとき。
  - (2) 第3条に掲げる要件のいずれかを欠くに至ったとき。
  - (3) 貸与を受けることを辞退したとき。
  - (4) 休学、復学、転学又は停学の処分を受けたとき。
- 2 修学生が死亡したとき又は技能習得資金の貸与を受けた者が技能習得資金返還完了前に死亡したときは、遺族又はこれに代わる者は、死亡届(第9号様式)により速やかにその旨を市長に届け出なければならない。  
(貸与の打ち切り及び停止)

第12条 市長は、修学生が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該各号に規定する事由の生じた日の属する月の翌月から（ただし、その日が月の初日であるときは、その月から）技能習得資金の貸与を打ち切り、又は貸与の決定を取り消すものとする。

- (1) 第3条第1項各号のいずれかに該当しなくなったとき。
- (2) 貸与を受けることを辞退したとき。
- (3) 虚偽の申請をしたことが判明したとき。

2 市長は、修学生が休学し、又は停学の処分を受けたときは、当該事由の生じた日の属する月の翌月から（ただし、その日が月の初日であるときは、その月から）復学した日の属する月の前月までの期間修学資金の貸与を行わないものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸与された修学資金があるときは、その修学資金は、当該修学生が復学した日の属する月の翌月以降の月の分として貸与されたものとみなす。

（借用証書及び返還明細書の提出）

第13条 修学生は、専修学校等を修了したとき、又は前条第1項の規定により技能習得資金の貸与を打ち切られたときは、貸与を受けた技能習得資金に係る借用証書及び返還明細書を速やかに提出しなければならない。

（返還）

第14条 修学生は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該規定に該当することとなった日の属する月の翌月から起算して6月を経過した後在学期間の3倍の期間以内（12年以内を限度とする。）に、月賦、半年賦、年賦その他1年以内の割賦の方法により貸与を受けた技能習得資金を返還しなければならない。ただし、返還期日にかかわらずいつでも繰り上げて返還することができる。

- (1) 専修学校等を卒業又は技能習得資金貸与期間が満了したとき。
- (2) 第12条第1項第1号又は第2号の規定により技能習得資金の貸与を打ち切られ、又は貸与の決定を取り消されたとき。

2 第12条第1項第3号の規定により技能習得資金の貸与を打ち切られ、又は貸与の決定を取り消された者は、既に貸与を受けた技能習得資金を直ちに返還しなければならない。

（返還債務の履行猶予）

第15条 市長は、技能習得資金の貸与を受けた者が災害若しくは傷病等によって返還期日に技能習得資金を返還することが困難になったと認められるとき、又は高等学校、専修学校若しくは大学等に在学するときは、返還債務の履行を猶予することができる。

2 前項の規定により技能習得資金返還債務の履行の猶予を受けようとする者は、技能習得資金返還債務履行猶予申請書（第10号様式）に猶予を受けようとする理由を証明する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

3 市長は、技能習得資金の返還債務の履行猶予申請についてその可否を決定したときは、技能習得資金返還債務履行猶予決定通知書（第11号様式）又は技能習得資金返還債務履行猶予不承認通知書（第12号様式）により、その旨を本人に通知するものとする。

（延滞金）

第16条 技能習得資金の貸与を受けた者が正当な理由がなく返還すべき日までに技能習得資金を返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、当該返還すべき額につき年10.75パーセントの割合を乗じて得た金額に相当する延滞金を支払わなければならない。ただし、当該延滞金の額が100円未満であるときは、延滞金は、徴収しない。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年2月26日告示第16号）

この告示は、平成15年3月1日から施行する。

附 則（平成16年12月28日告示第72号）

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月24日告示第36号）

（施行期日）

1 この要綱は告示の日から施行し、改正後の中間市若年者専修学校等技能習得資金貸与要綱は、平成20年2月18日から適用する。

(経過措置)

2 改正後の中間市若年者専修学校等技能習得資金貸与要綱の規定は、平成20年度から平成23年度までの貸与要綱に適用し、平成19年度までの貸与要綱については、なお従前の例による。

附 則 (平成26年9月30日告示第140号)

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

第1号様式（第5条関係）  
第1号様式（第5条関係）

若年者専修学校等技能習得資金貸与申請書

年 月 日

中間市長 様

中間市若年者専修学校等技能習得資金貸与要綱第5条の規定により、若年者専修学校等技能習得資金（修学資金・入校支度金）の貸与を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

なお、貸与に当たり所得状況等について地方税等に係る台帳により確認されることを承諾します。

申請者	ふりがな 本人氏名		印	性別	男 女
	生年月日	年 月 日生（満 歳）			
	住 所	〒 — (TEL — — )			
	学 校 名	課 程	学 科	修 業 年 限	
保護者	氏 名		印	本人との続柄	
	住 所	〒 — (TEL — — )			
技能習得資金の種類		入校支度金・修学資金（希望する資金を○で囲んでください。）			
保証人	住 所	〒 — (TEL — — )			
	氏 名		印	本人との続柄	
貸与又は給付を受けている他の奨学金等の有無		奨学金等の 名 称			

- ※1 未成年者の人は、必ず保護者（親）の方も署名してください。保護者がいない人は、親に代わる方をお願いします。
- 2 未成年者の人は、保証人は保護者又は保護者に代わる人を立ててください。
- 3 本人、保護者、連帯保証人はそれぞれ自筆で署名し押印してください。
- 4 課程名（高等課程・一般課程）及び学科名は正しく記入してください。
- 5 添付書類 ① 世帯調書 ② 在校証明書

※ 個人情報の保護について  
若年者専修学校等技能習得資金貸与に際して得られた個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」及び「中間市個人情報保護条例」の規定に基づき、同資金貸与に関する事務以外の目的には利用いたしません。また、原則としてその情報を本人に無断で第三者に提供することはありません。

第2号様式（第5条関係）  
第2号様式（第5条関係）

世 帯 調 査 書

(ふりがな) 申 請 者 (本 人)					性 別	男 ・ 女		
					生 年 月 日	年 月 日		
現 住 所								
同 一 生 計 の 世 帯 状 況	続柄	氏 名	年齢	同居 別居	収 入 金 額		備 考	
					給 与 収 入 額 円	そ の 他 所 得 額 円		
	本人							
				合 計				

※1 添付書類

- ① 給与所得者は源泉徴収票（複写も可）
  - ② 給与所得者以外の場合は税務署等の受付印のある確定申告書（控）（写）又は市町村発行の所得証明書（複写不可）
- 2 収入金額欄について
- ① 源泉徴収票は支払金額を記入してください。
  - ② 確定申告書及び市町村発行の所得証明書は所得金額を記入してください。
- 3 備考欄には、中学、小学 年等の就学状況及び身体障害（障害者手帳の写を添付）等の特に配慮を望む事情を記入してください。

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

氏 名 印

中間市長 様

若年者専修学校等技能習得資金貸与可否決定通知書

第 年 月 日 号

様

中間市長 印

中間市若年者専修学校等技能習得資金貸与要綱第7条の規定により 年 月 日付けで申請のあった技能習得資金の貸与について、下記のとおり決定したので通知します。

記

貸与の可否	貸与する ・ 貸与しない
修学生番号	
貸与額	修学資金 _____ 円 入校支度金 _____ 円
貸与不決定理由	..... ..... ..... ..... ..... ..... ..... ..... ..... .....

・貸与する旨の決定通知を受けた場合は、誓約書（第4号様式）を提出してください。

誓 約 書

私は、中間市若年者専修学校等技能習得資金を借り受けるに当たって、中間市若年者専修学校等技能習得資金貸与要綱等の規定を遵守し、技能習得資金の返還の事由が生じた場合には、遅滞なく返還することを誓約します。

なお、返還に当たり所得状況等について地方税等に係る台帳等により確認されることを承諾します。

年 月 日

中間市長 様

申 請 者 住 所

氏 名 印

保 証 人 住 所

氏 名 印



第5号様式（第10条関係）  
第5号様式（第10条関係）

若年者専修学校等修学資金貸与継続届

年 月 日

中間市長 様

中間市若年者専修学校等技能習得資金貸与要綱第10条第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

届 出 者	氏名				印	男 女	年 月 日 ( 歳 )		
	住所	〒 —			(TEL — — )				
	学校名			課程	学科		修業年限		
	入校年月	年 月	学年	卒業予定年月					
保 護 者	氏名				印	本人との続柄			
	住所	〒 —							
保 証 人	氏名				印	本人との続柄			
	住所	〒 —			(TEL — — )				

- 1 この様式は、前年度より引き続き修学資金の貸与を希望する人が使用します。
- 2 保護者（親）がいない人は、親に代わる人が署名してください。
- 3 未成年者の人は、保証人は保護者又は保護者に代わる人を立ててください。
- 4 課程名及び学科名を詳しく記入してください。
- 5 添付書類：在校証明書

変 更 届

年 月 日

中間市長 様

届出者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

連帯保証人 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

1 変更内容

2 変更年月日

中間市若年者専修学校等技能習得資金貸与要綱第11条第1項の規定により、上記のとおり届け出ます。

借 用 証 書

収入印紙  
貼付け欄

年 月 日

中間市長 様

本 人 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

保 証 人 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

金 額

百	十	万	千	百	十	円
---	---	---	---	---	---	---

中間市若年者専修学校等技能習得資金貸与要綱に基づき貸与を受けました技能習得資金については、同要綱の規定に従い別添の技能習得資金返還明細書のとおり相違なく返還することを誓約いたします。

修 学 資 金				入 支	校 金 度
借 用 期 間	借 用 月 数	借 用 月 額	借 用 金 額		
年 月から 年 月まで		円	円		円
年 月から 年 月まで					
計					
合 計					円

※ （注）印は実印を押印してください。

技能習得資金返還明細書

1 借用の明細

修学生番号		本人氏名	
返還総額	円	返還期間	年 月から 年 月まで ( 年 月間)
※貸与終止の事由	修了	停止	退学 辞退 死亡 その他

2 返還の方法

※割賦方法	返還期日	返還回数	割賦金	最終割賦金
月賦返還	毎月 日	回	円	円
半年賦返還	毎年 月と 月 の 日	回	円	円
年賦返還	毎年 月 日	回	円	円

- ・※印の欄は該当するものを○で囲んでください。
- ・修学生番号は記入する必要はありません。

第9号様式（第11条関係）  
第9号様式（第11条関係）

死 亡 届

年 月 日

中間市長 様

届 出 者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

死亡者との続柄（ ）

死亡者氏名 \_\_\_\_\_

死亡者月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

※ 死亡診断書を添付してください。

中間市若年者専修学校等技能習得資金貸与要綱第11条第2項の規定により、上記のとおり届け出ます。

技能習得資金返還債務履行猶予申請書

年 月 日

中間市長 様

申請者住所\_\_\_\_\_

氏名\_\_\_\_\_印

保証人住所\_\_\_\_\_

氏名\_\_\_\_\_印

中間市若年者専修学校等技能習得資金貸与要綱第15条の規定により技能習得資金の返還債務の履行猶予を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

修 学 生 番 号	
返 還 す べ き 期 間	年 月 から 年 月 まで
返 還 猶 予 希 望 の 期 間	年 月 から 年 月 まで
返 還 猶 予 の 事 由	
※ 猶 予 後 の 返 還 計 画	1 返 還 期 間 の 延 長 2 猶 予 後 の 一 括 返 還 3 猶 予 後 割 賦 返 還

※印の箇所は、いずれか一つを○で囲んでください。



第12号様式（第15条関係）  
第12号様式（第15条関係）

技能習得資金返還債務履行猶予不承認通知書

年 月 日

様

中間市長 印

年 月 日付けで申請のあった技能習得資金の返還債務の履行猶予については、審査の結果、下記の理由により不承認となったので通知します。

記

理由